

# 確定申告

問 所得税に関すること  
東金税務署  
☎0475 - 52 - 3121  
町・県民税に関すること  
町民税務課 課税係  
☎77 - 3915

## 平成26年の申告書の提出および納付は

所得 税	2月16日(月)～3月16日(月)
贈与 税	2月2日(月)～3月16日(月)
個人事業者の消費税 および地方消費税	1月5日(月)～3月31日(火)

## 申告相談日程表

地区別申告相談および申告書受け付けを下記日程により行います。

例年期限が迫りますと窓口（役場町民税務課・税務署）が大変混雑しますので、下記日程により申告されますようお願いいたします。なお、対象地区以外の日に申告される方は、対象地区終了後の相談となりますのでご了承ください（事前準備と早めの申告をお願いします）。

月 日	曜日	場所	対 象 地 区	
			午前9～11時	午後1～4時
2月16日	月	役場	はにわ台東	はにわ台南
17日	火		はにわ台北1・北2	バルールド、小池5、あけほの
18日	水		小池1・2・4、ハニワ台ニュータウン	千代田、坂志岡、スカイビレッジ
19日	木		小池3・6・7・8・9	岩山、三和、朝倉、浅川稲葉、一本松
20日	金		全 地 区 対 象	
23日	月	大 会 議 室	山中東、山中西	境宮崎、下吹入、上吹入
24日	火		中郷、中谷津、住母家	高谷、殿部田、川津場、山田
25日	水		菱田東、菱田宿、谷平野	辺田、飯櫃、小原子
26日	木		大台北、大台南、芝山	大台宿、大台西、芝山台
27日	金		全 地 区 対 象	
3月2日	月	室	宝馬	牧野東、牧野西
3日	火		新井田新田	新井田
4日	水		高田東	高田西
5日	木		白栴	加茂

3月6日(金)～16日(月)は、全地区対象【土、日を除く】

## 申告書の作成は 便利なインターネットで

各種申告書の作成は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）の便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成できます。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出するほか、インターネットを利用した「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」で提出できます。

さらに、作成したデータを保存しておけば翌年の申告時に読み込んで活用できます。

※e-Taxを利用するには、住民基本台帳カードと電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。住民基本台帳カードと電子証明書の取得については、**町民税務課戸籍係（☎77-3911）**にお問い合わせください。

## 法定調書もe-Taxで！

法定調書は、e-Taxで提出で

きます。また、光ディスクなど（CD、DVD、MO、FD）により提出することもできます。

詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）または東金税務署管理運営部門までお問い合わせください。

※「平成26年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書（合計表）」の提出期限は、**2月2日（月）**です。

## 手続きは簡単！振替納税

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（以下、依頼書）に必要事項を記入し（裏面の記載例を参考）、ポストへ投函してください。いったん手続きされますと、以後の納税はお届けの口座から振替となります。

■**依頼書の提出が必要**なとき  
①新規に振替納税の利用を開始するとき

②転居などにより所轄税務署が変更になるとき

③ご利用金融機関を変更するとき

■**取扱対象となる税金**  
①申告所得税および復興特別所得税（1期分、2期分、確定申告分、延納分）

②個人事業者に係る消費税および地方消費税

※確定申告分は期限内申告分に限ります。

## 東金税務署の 確定申告書作成会場

■**開設期間** 2月13日（金）～3月16日（土、日を除く）

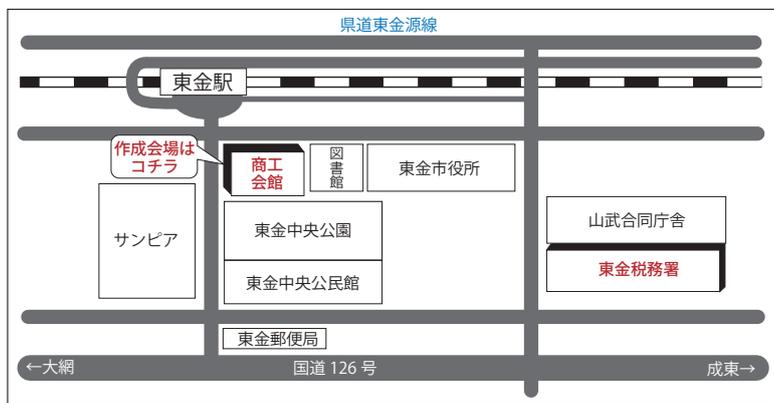
■**場所** 東金商工会館1階（東金市東岩崎1-5）

※作成・相談の方は、左記会場をご利用ください。

■**受付時間** 午前8時30分～午後4時（相談開始は午前9時）

※会場および税務署の駐車場は利用できません。

## 申告会場案内図



## 千葉県税理士会東金支部 税理士が行う 無料申告相談

■**日時** 1月27日（火）

①午前9時30分～正午  
②午後1時30分～4時

※相談は午前中が混み合います。午後の時間をご利用ください。

■**場所** 芝山町役場 南庁舎1階

■**対象** 小規模納税者の方の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の方の所得税および復興特別所得税の申告（土地、建物、株式などの譲渡所得を除く）

## 持参するもの

①前年の確定申告書などの控え  
②前年所得の分かるもの（源泉徴収票など）

③筆記用具  
④計算器具

⑤印鑑

⑥利用者識別番号（半角数字16桁をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号の分かる書類）

◎相談内容が複雑で時間を要する場合はご遠慮ください。

◎混雑する場合は、受付を早めに締め切る場合があります。

◎その他不明な点については、東金税務署にお問い合わせください。